

事 務 連 絡  
2024年3月27日

関 係 各 位

一般社団法人室苦植物検疫協会

### 中国植物検疫当局発給の検査証明書の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別の会引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、全国植物検疫協会を通じ下記情報を得ましたので、お知らせ致します。

敬具

#### 記

中国の植物検疫当局が発行した検査証明書の情報を、同国が運用するシステム上で確認することが可能となりました。このことにより、提出された検査証明書が中国当局で発行されたものか、植物防疫所において確認が可能となり、3月26日植物防疫所ホームページ中「植物防疫所において輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国・地域」に中国が追加されました。

(参照) <https://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q203>

上記情報を受け、横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所へ確認したところ、これまで検査証明書原本の到着が遅れる場合、到着を待って受検するか、検査願書を提出し受検しておりましたが、今後は検査証明書の写しにより真正性が確認できると、原本提出を待たずに合格証明書を発給。また、検査証明書添付の厳格化が開始されてからの1年間は暫定期間（本年8月4日まで）として、原本到着を待たずに通関の希望がある場合、輸入者宛に罰則等が記載された注意喚起書を合格証と共に発給していたが、中国に関してはその措置が無くなる。

暫定期間中に当該システムの信頼性を把握していくこととしており、問題が発生する場合には、運用の見直しを検討することとしている。

また、条件付稲わらの検査証明書の取扱いは、中国へ派遣されている日本の防疫官が検査証明書の内容を確認し、署名することとなっているため、取扱いに変更はないとの情報を得ました。

以上